

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
杉本 義三	高市郡明日香村	高市郡高取町大字観覚寺五九四番ほか三筆
堀園芸株式会社	五條市	桜井市大字白木元中白木一〇〇四番ほか二筆
株式会社柳澤果樹園	五條市	五條市居傳町三六九番ほか二筆
木村 満秀	北葛城郡広陵町	北葛城郡広陵町大字的場二九〇番一ほか一筆

二 認可年月日

令和元年八月二十三日